

品川区の『区民交通傷害保険』

へのご加入をおすすめします。

申込期間

令和7年5月1日から6月30日まで

※上記以降は加入できませんので、ご注意ください。

申込場所

ゆうちょ銀行・郵便局・金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫）

申込資格

令和7年7月1日時点で、品川区にご住所のある方および在勤・在学者です。



自転車保険 加入義務化対応

「自転車賠償責任プラン」が
セットされたコース
(XJ・AJ・BJ・CJ)は、
「東京都自転車条例」により
加入が義務化されている
保険に対応して
います。

品川区内では、令和6年1年間に
981名の方が交通事故によって
おケガをされています。

(出典：警視庁の交通統計)

区民交通傷害保険は、車両による交通事故によりケガをされた場合に、入院・通院の治療日数と治療期間に応じた保険金をお支払いする制度です。

自転車賠償責任プランは、XJ・AJ・BJ・CJの各コースへ加入することにより、自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償責任が発生した場合に、その損害賠償金や費用を補償する制度です。

被害事故補償は、犯罪被害やひき逃げによる事故で、死亡や重度の所定の後遺障害を被ったときに、逸失利益や精神的損害等の実際の損害額を保険金額を限度に補償する制度です。

※詳しい内容は、区内金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局窓口にあるリーフレットをご覧ください。

■保険期間：令和7年7月1日（午前0時）から令和8年6月30日（午後12時）まで1年間

●7つのコースから1つのコースをお選びください。

コース	補償内容	一時払保険料	最高保険金額
XJ	区民交通傷害Xコース +自転車賠償責任プラン	1,500円	35万円（交通傷害）+1億円（自転車賠償）
AJ	区民交通傷害Aコース +自転車賠償責任プラン	2,200円	150万円（交通傷害）+1億円（自転車賠償）
BJ	区民交通傷害Bコース +自転車賠償責任プラン	3,000円	350万円（交通傷害）+1億円（自転車賠償）
CJ	区民交通傷害Cコース +自転車賠償責任プラン	4,300円	600万円（交通傷害）+1億円（自転車賠償）
A	区民交通傷害Aコース	1,200円	150万円（交通傷害）
B	区民交通傷害Bコース	2,000円	350万円（交通傷害）
C	区民交通傷害Cコース	3,300円	600万円（交通傷害）

※全コースに被害事故補償（最高保険金額600万円）を自動セットします。

このご案内は概要です。詳細につきましては、お問い合わせ先までご照会ください。

お問い合わせ先 品川区 防災まちづくり部 地域交通政策課 交通安全係
〒140-8715 品川区広町2-1-36

TEL 03-5742-7660

平日 午前8時30分から午後5時まで

【保険および補償内容の問い合わせ先】

<引受保険会社> 損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部 東京公務課
〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-9666

平日 午前9時から午後5時まで